

2

清潔で安全・安心な生活の中で 資源の循環を追求する

(1) さわやかで気持ちの良い空気を守る（大気環境の保全）

■ 現状と課題

新潟県が実施している大気汚染常時監視結果によると、村上測定局を含む下越地域における過去5年間（平成17～21年）の大気汚染物質の濃度については、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質のいずれも環境基準を大きく下まわっています。また、同じく過去5年間の光化学オキシダントの環境基準超過時間割合に関しては8%未満となっています。このため、良好な大気環境を今後も維持していくことが重要です。

本市において発生した公害苦情の中で、悪臭に関するものが最も多く、特に畜産系の事業所から排出される悪臭が問題となっています。また、時折、糞尿や洗浄水による汚水の水路や河川への流出も見られることから、適正な管理が望まれます。このため、今後は、畜産系の事業者の自主的な改善努力はもちろんのこと、行政による支援・指導や地域住民からの理解も含めて、総合的な取組が求められています。

■ 施策の体系（個別目標と施策方針）

2-1

さわやかで気持ちの良い空気を守る（大気環境の保全）

2-1-1

大気汚染の防止

2-1-2

悪臭の発生抑制

■ 施策の内容

2-1-1 大気汚染の防止

- 事業施設の大気汚染防止を図るため、事業者および関係機関との連携により、ばいじん対策等、施設の監視指導を徹底します。
- 現在県で実施されている継続的大気質調査に基づいて、大気の状況を監視し、光化学スモッグ注意報の発令時等、大気汚染が発生した場合には、速やかに原因を究明するとともに、市民への情報提供を行います。
- 大気汚染防止の観点から、道路整備を推進するとともに、自動車排出ガ

ス規制の取り組みについて検討します。

- 基準を満たさない小型簡易焼却炉の使用禁止や野焼き等の不法焼却の禁止を周知徹底し、監視や指導を強化します。
- 大気汚染防止を目的として、日常生活や事業活動におけるアイドリングストップの励行を推進します。
- 大気汚染防止の取り組みにより澄んだ空気と見通しの良さを確保し、併せて近隣市とも協力して夜間の照明、特に上向きの照明を極力減らすなどにより、光害の発生を抑制します。

2-1-2 悪臭の発生抑制

- 悪臭防止法に基づき、事業活動により発生する悪臭発生の抑制を図ります。
- 下水道への接続促進や合併処理浄化槽の設置促進により、生活排水等から発生する悪臭の低減を図ります。
- 畜舎から発生する悪臭については、“家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律”に基づき適正に管理が行われるように指導します。

■ 環境指標及び数値目標

環境指標	現況値	目標値
光化学オキシダント注意報発令件数	0 件（平成 22 年度）	0 件（平成 32 年度）
空気のきれいさに関する満足度 (アンケート調査)	67.0%（平成 22 年度）	84.5%（平成 32 年度）

(2) 清らかなおいしい水を守る（水環境の保全）

■ 現状と課題

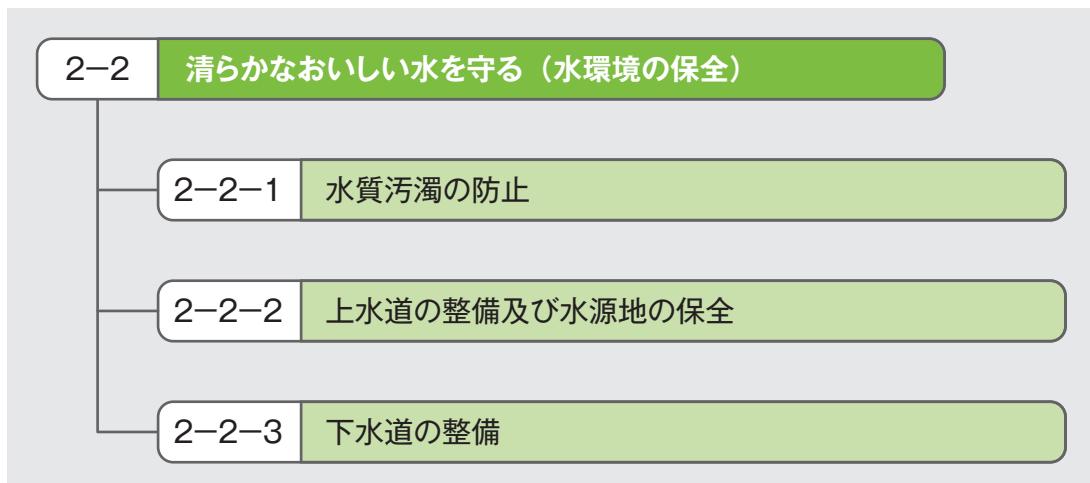
本市内の水質測定の行われている河川の水質に関しては、pH、DO、SS、BOD のいずれも環境基準を達成しています。海域の水質に関しては、COD が夏場に時折環境基準を超えていますが、本市内の今川及び瀬波温泉海水浴場については、平成 22 年度の検査結果からも AA（良好）から A（適）となっており、過去に不可となったことはありません。このため、良好な水質を今後も維持していく必要があります。

また、本市における上水道の水源は、村上・荒川地区ではすべて地下水が利用されているほか、その他の地区においても多くを伏流水や湧水から得ています。このため、水質と水量の両面からの地下水を保全していく必要があります。また、老朽化している配水管の更新や施設の整備統廃合等を検討し、安全の確保と効率

化を図ることが重要です。

さらに、本市の下水道に関しては、下水道未普及地域の解消を進め、処理区域の拡大を図るとともに、水洗化の促進が必要となっています。同時に、事業完了区域の水洗化率が低迷する公共下水道について、下水道への加入促進が急務となっています。水質を保全し、清らかなおいしい水を得るために、適正な水循環を確保することが下水道の果たすべき役割のひとつであり、下水道の整備によりその周辺の環境が改善され、生活の安全性、快適性、さらには利便性が向上します。

■ 施策の体系（個別目標と施策方針）



■ 施策の内容

2-2-1 水質汚濁の防止

- 事業施設の水質汚濁防止を図るため、事業者および関係機関との連携により、施設からの排水について監視指導を徹底します。
- 国・県と協力し、河川等公共用水域の水質検査を継続的に実施し、安全・安心な水質の保全に努めるとともに、水質汚濁が発生した場合には、速やかに原因を究明し、対策を講じます
- 下水道への接続促進や合併処理浄化槽の設置促進により、生活排水等が原因となる水質汚濁の発生を抑制します。
- 水環境の保全意識の向上と保全活動の促進を図るため、周知と情報提供を推進します。

2-2-2 上水道の整備及び水源地の保全

- 村上市水道ビジョン等に基づき、水質のレベルアップを図るなど、良質な水の供給に努めます。
- 上水道の水源地に関して開発行為等の状況の変化に留意し、定期的なパトロールや監視を行います。

2-2-3 下水道の整備

- 公共下水道未普及区域のある村上地区、荒川地区について、下水道整備を実施し、処理区域の拡大を推進します。
- 公共下水道事業完了地区及び集落排水事業完了地区の水洗化を促進します。
- 下水道整備予定区域外の地域において、汚水処理対策としての合併処理浄化槽の普及を促進します。

■ 環境指標及び数値目標

環境指標	現況値	目標値
BOD等の環境基準達成率	100%（平成21年度）	100%（平成28年度）
水のきれいさに関する満足度 (アンケート調査)	60.4%（平成22年度）	80.2%（平成32年度）
上水道水質基準適合率	100%（平成21年度）	100%（平成28年度）
上水道普及率	96.3%（平成20年度）	98.5%（平成28年度）
水洗化率	公共下水道 集落排水 合併処理浄化槽	52.0%（平成20年度） 75.4%（平成20年度） 74.1%（平成20年度） 71.3%（平成28年度） 83.2%（平成28年度） 79.5%（平成28年度）

(3) 土壤と地下水の安全を守る

■ 現状と課題

本市内での土壤汚染に関しては、過去に本市内の商業施設用地や道路建設現場において重金属が基準値を超える濃度で検出された事例がありました。いずれの場合も、周辺地区に対して飲用禁止措置を施すとともに、モニタリング調査を継続実施しています。このため、汚染区域に対しては今後も調査を継続するとともに、新たな土壤汚染が生じないような監視体制の充実が重要です。

また、地下水に関しては、三面川流域と荒川下流域における地下水質調査結果からは、平成18年以降に新たな基準値超過地点はありませんでした。このため、今後も良好な地下水質を維持していく必要があります。

さらに、吉祥清水に代表される本市内の湧水地に対しては、水源地の水質を保全し、安心して湧水を利用できるような整備が重要です。

■ 施策の体系（個別目標と施策方針）



■ 施策の内容

2-3-1 土壌汚染の防止

- 既往の土壌汚染地域に対して、モニタリング調査を継続し、その結果を公表するとともに、事業者や地域住民への啓発活動を通じて、新たな土壌汚染の発生を未然に防止します。
- 農薬の使用状況を把握するとともに、農薬の適正使用について啓発に努めます。

2-3-2 地下水汚染の防止

- 事業施設の地下水汚染防止を図るため、事業者および関係機関との連携により、施設からの排水について監視指導を徹底します。
- 県と協力して、定期的な地下水水質調査を実施し、その結果を公表するとともに、地下水汚染が発生した場合には、速やかに原因を究明し、対策を講じます。
- 良質な地下水を確保し、地下水位の低下を防ぐため、地下水の涵（かん）養に努めるとともに、井戸の使用状況について把握します。

■ 環境指標及び数値目標

環境指標	現況値	目標値
新たな土壌・地下水汚染発生件数	0 件（平成 22 年度）	0 件（平成 32 年度）

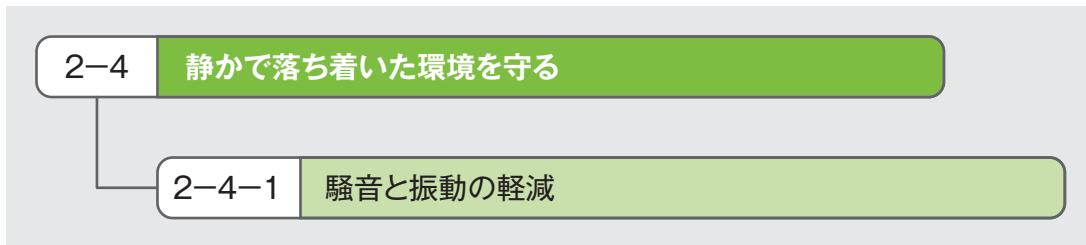
（4） 静かで落ち着いた環境を守る

■ 現状と課題

本市内で実施した自動車交通騒音（面的評価及び点的評価）調査結果からは、68.9%が昼夜とも基準値を達成していましたが、まだ改善すべき状況にあるといえます。このため、幹線道路における自動車交通騒音を極力軽減させるとともに、

住宅地などの現在の静かな環境を騒音・振動から守っていくことが重要です。

■ 施策の体系（個別目標と施策方針）



■ 施策の内容

2-4-1 騒音と振動の軽減

- 騒音規制法、振動規制法及び新潟県生活環境の保全に関する条例に基づき、適正に監視、指導を行います。
- 現在の市街地や集落の静かで落ち着いた環境を守っていくため、日常生活や事業活動に伴う近隣騒音の発生を未然に防止します。
- 日本海東北自動車道を含む幹線道路に対して、定期的な騒音・振動調査を実施し、その結果を公表するとともに、騒音・振動公害が発生した場合には、速やかに原因を究明し、対策を講じます。

■ 環境指標及び数値目標

環境指標	現況値	目標値
市道改良率	68.0%（平成 20 年度）	69.0%（平成 28 年度）
家のまわりの静けさに関する満足度 (アンケート調査)	69.9%（平成 22 年度）	84.3%（平成 32 年度）

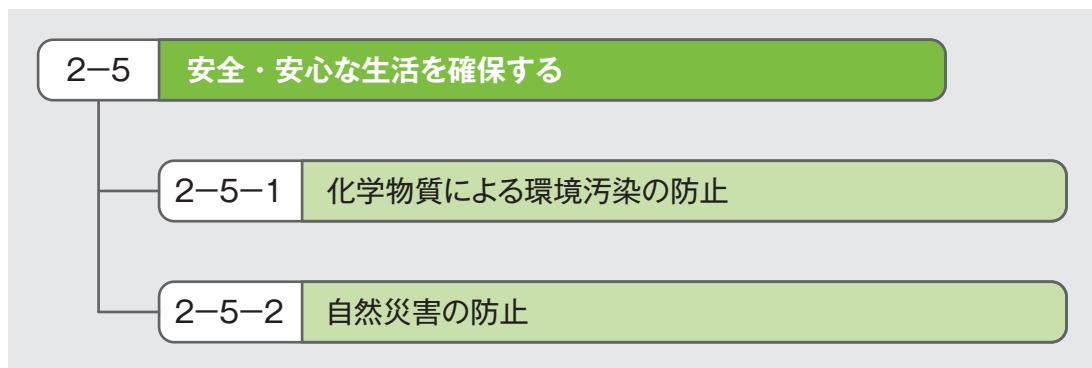
(5) 安全・安心な生活を確保する

■ 現状と課題

本市では、現在までに化学物質による重大な環境汚染は発生していないため、今後も化学物質の管理には万全の注意を払っていく必要があります。

また、過去に山間部での土砂災害や河川流域での洪水被害・浸水被害が多く発生していました。このため、今後も自然災害の危険箇所に対する監視を行っていくとともに、災害防止に取り組んでいくことが重要です。

■ 施策の体系（個別目標と施策方針）



■ 施策の内容

2-5-1 化学物質による環境汚染の防止

- 県と協力し、有害化学物質を使用する事業所における廃棄物の処理状況等の情報収集を行います。
- 化学物質による環境汚染事故が発生した場合には、県と連携して迅速な対策を講じます。

2-5-2 自然災害の防止

- 山地災害の未然防止対策として、積極的な治山事業の導入を図ります。
- 河川の災害危険箇所の把握に努め、河川災害の未然防止となる整備を推進します。
- 平野部の浸水被害多発区域については、重点的に整備を進め、豪雨時における浸水被害の解消を図ります。
- 国・県と協力し、河川における土砂堆積や草木の繁殖による河積の減少を防止します。

■ 環境指標及び数値目標

環境指標	現況値	目標値
化学物質による環境汚染事故の発生件数	0 件（平成 22 年度）	0 件（平成 32 年度）
浸水被害区域の解消率 [浸水被害解消区域面積]	5.8%[0.4ha] (平成 20 年度)	97.4%[6.8ha] (平成 28 年度)

(6) ごみや汚れのない美しいまちを創造する

■ 現状と課題

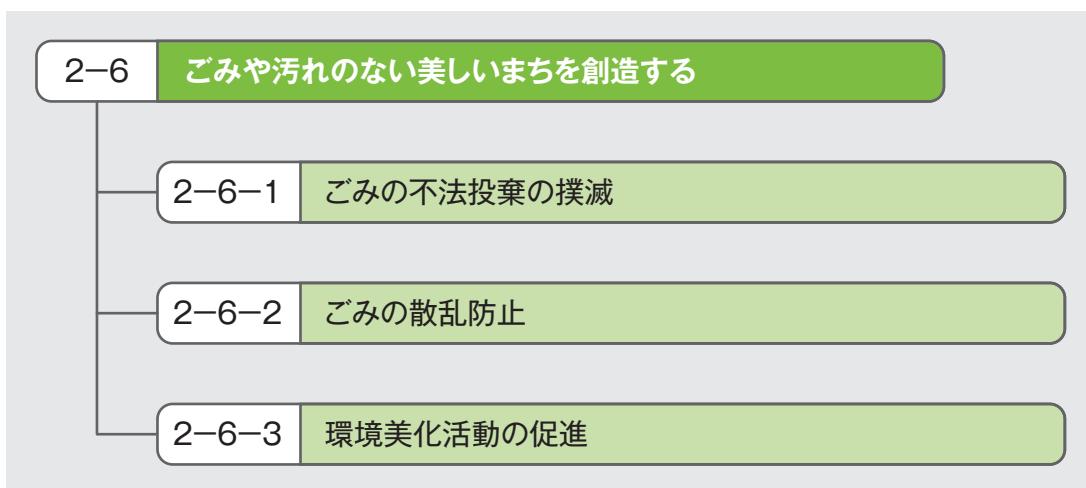
本市において発生した公害苦情の中で、悪臭に次いで多いものがごみの不法投棄に関するもので、空缶のポイ捨てから家電製品などの大型ごみの投棄まで見ら

れますが、他市町村で報告されているような産業廃棄物の大規模な不法投棄や不法焼却・埋設などは見られていません。ごみの不法投棄が発生する場所は、幹線道路脇の雑草の生い茂った空地、交通量の少ない林道沿い、溪流沿いとなっています。このため、不法投棄されたごみを撤去するとともに、不法投棄を撲滅する必要があります。

また、空缶・空きびんやペットボトルなどの小さなごみが、現在も市内のさまざまな場所で見られるほか、犬・猫などのペットの粪も見られます。このため、市民一人ひとりがごみや汚れが生じないように意識するとともに、今後もごみの散乱が生じないような取り組みが重要です。

さらに、本市内では、耕作放棄地、空地や道路脇に繁茂する雑草・雑木、廃屋、使われなくなった水路の水溜りなど、小規模ながら地域の生活環境を害するものが見られます。このため、身近な環境美化活動を行っていく必要があります。

■ 施策の体系（個別目標と施策方針）



■ 施策の内容

2-6-1 ごみの不法投棄の撲滅

- 不法投棄巡回パトロールを定期的に実施し、防止対策、意識啓発、不法投棄ごみの処分等の方策を検討します。
- 不法投棄箇所に対しては、状況に応じて柵・フェンス等の防止対策を施すとともに、不法投棄の再発防止のため看板等を設置して注意を喚起します。
- 不法投棄の現状を広報等により公開し、不法投棄防止に向けた啓発を行います。
- 県等関係機関との連携を密にし、不法投棄物の処分を促進します。
- 不法投棄の温床となっている農道・林道、中山間地の渓床等において、地域住民との協力のもとに草刈等の防止活動を行います。

2-6-2 ごみの散乱防止

- 村上市ごみの散乱等防止条例に従い、市民・事業者・行政の連携により、ごみの散乱防止に努めます。
- 空缶・空きびん・ペットボトルからたばこの吸殻に至るまで、屋外で生じたごみは必ず持ち帰り、適正に分別・処理します。
- フンの始末を始めペットの飼い方について飼い主としての意識向上の啓発を行います。

2-6-3 環境美化活動の促進

- クリーン作戦の実施や、清掃活動を支援するなど、地域住民や民間団体、事業者及び行政との協働による継続的な環境美化活動を促進します。
- 雜草・雑木が繁茂する空き地や耕作放棄地に対処するため、空き地所有者による管理を促すとともに、農業生産基盤の整備を推進します。

■ 環境指標及び数値目標

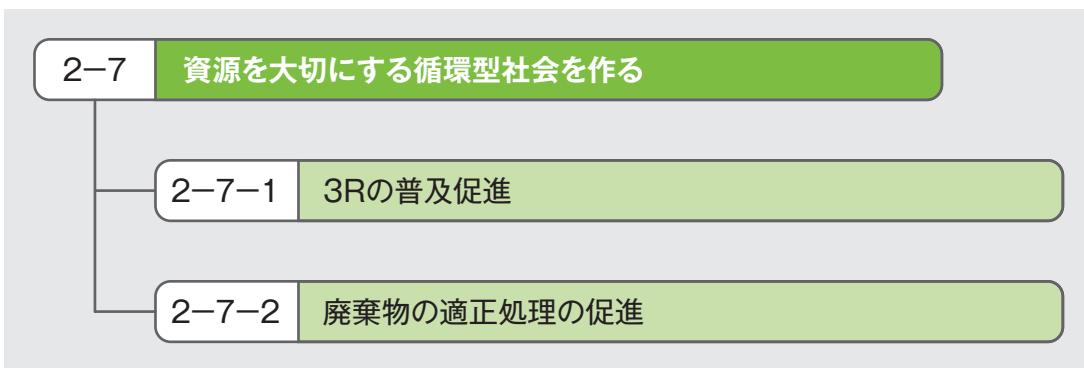
環境指標	現況値	目標値
クリーン作戦や一斉清掃の実施回数	80回（平成20年度）	80回（平成28年度）
地域の清潔さに関する満足度 (アンケート調査)	28.5%（平成22年度）	64.2%（平成32年度）

(7) 資源を大切にする循環型社会を作る

■ 現状と課題

現状では、一般廃棄物の総排出量と、このうち再利用される総資源化量、これから算出されるリサイクル率を過去と比較すると、いずれも平成14年度をピークに減少していますが、最近では横ばい状態です。このため、今後も3R（ごみの発生抑制や再使用、再生利用）の取り組みなどにより、さらにごみの減量化とリサイクルの向上を図っていくことが必要です。一般廃棄物の中間処理による減量化量と埋め立て量には大きな変化はありませんが、今後も継続的にごみの適正処理を行っていく必要があります。

■ 施策の体系（個別目標と施策方針）



■ 施策の内容

2-7-1 3Rの普及促進

- 循環型社会形成を実現するため、一般廃棄物処理基本計画に基づいて、3R（ごみの発生抑制や再使用、再生利用）を推進します。
- 日常生活や事業所の事業活動により発生する一般廃棄物について、マイバッグ運動やレジ袋対策等による減量化の取り組みと正しい分別により、排出量の減量とリサイクル率の向上を促進します。
- 広報やホームページ、各種イベント等を通じた3Rの普及を促進します。

2-7-2 廃棄物の適正処理の促進

- 現在（平成22年度）計画中の新ごみ処理場の建設を促進します。
- 一般廃棄物処理基本計画に基づいて、ごみの適正処理を推進します。
- 災害発生時における災害廃棄物の処理に適切かつ迅速に対応するため、災害廃棄物処理計画を策定し、平常時から関係機関と連携して、被災時における廃棄物処理体制を構築します。

■ 環境指標及び数値目標

環境指標	現況値	目標値
1人1日あたりのごみ排出量(※)	795.9 g / 人・日(平成20年度)	795.0 g / 人・日:-0.1% (平成27年度)
1人1日あたりの家庭から排出されるごみの量(※)	656.8 g / 人・日(平成20年度)	566.8 g / 人・日:-13.7% (平成27年度)
事業系ごみの総量(※)	8071.0 t / 年(平成20年度)	6849.0 t / 年:-15.1% (平成27年度)
リサイクル率(※)	14.4% (平成20年度)	26.8% (平成27年度)
最終処分量(※)	2610.0 t / 年(平成20年度)	1084.4 t / 年:-58.4% (平成27年)

※ 数値は「村上地域循環型社会形成推進地域計画」より引用